令和7年度はやぶさ船舶用燃料納入業務仕様書

1 業務の内容

令和7年度はやぶさ船舶用燃料納入業務

2 物品名、品質、予定数量

物品名	品質	予定数量
免税軽油	JIS規格に定められているもの	53,000 リットル※1

^{※1} 予定数量については、気象条件等による運航日数の変動によって増減する。

3 納入場所

境港市中野町(中野6号物揚場(南))別添1のとおり

4 業務の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約単価及び代金請求

- (1) 本契約は単価契約とし、契約単価には軽油引取税並びに消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。
- (2) 納入者は、1か月分の納入数量を取りまとめ、契約単価に当該納入数量を乗じて得た金額に消費税及 び地方消費税の額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす る。)を納入代金として発注者に請求するものとする。

6 契約単価の変更

(1) 契約単価の変更は、鳥取県と鳥取県石油協同組合が別途締結する契約に基づく「軽油(配達)」1リットル当たりの交付単価(以下「県交付単価」という。)が、契約時点の県交付単価と比較して5円以上増減した場合に行うものとする。(具体的には、以下のとおり。)

項目	契約条件	契約年月日
当初契約		令和7年4月1日
第1回変更契約	令和7年4月1日時点の県交付単価と比較して、	左記の増減があった日
	その時点の県交付単価が5円以上増減した場合	
第2回変更契約	第1回変更契約時点の県交付単価と比較して、	同上
	その時点の県交付単価が5円以上増減した場合	
第3回変更契約	第2回変更契約時点の県交付単価と比較して、	同上
	その時点の県交付単価が5円以上増減した場合	
以下同様	以下同様	以下同様

(2)変更後の契約単価は、(1)の県交付単価の変更額(ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。また、小数点第1位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を変更前の契約単価に加減した額とする。

7 納入方法等

- (1) 1日の納入数量は1,000 リットル未満 (危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号) 第1条の11(危険物の指定数量)で定められた給油量)とする。
- (2) 1月当たりの納入回数は、5回から10回程度を予定。

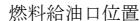
- (3) 納入時間は、原則として月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。)の午前8時45分から午後5時までとする。但し、これにより難い事案が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議して決定する。
- (4) 納入の際は、必ず、漁業取締船はやぶさ職員の指示に従い、タンクローリーから、漁業取締船はやぶ さ船内燃料タンクへ給油する。
- (5) 使用する給油ホースは、潮高及び波浪等による船体移動等を考慮し、10メートル以上とする。
- (6) 納入の際は、漏油事故対策を十分に行い、万一軽油が海上等に流出した場合は、直ちに油防去処理を実施する。
- (7) 給油口位置等については、別添1、2のとおり。

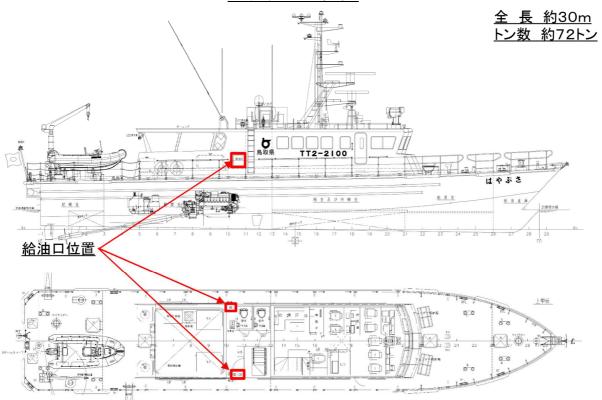
燃料納入場所



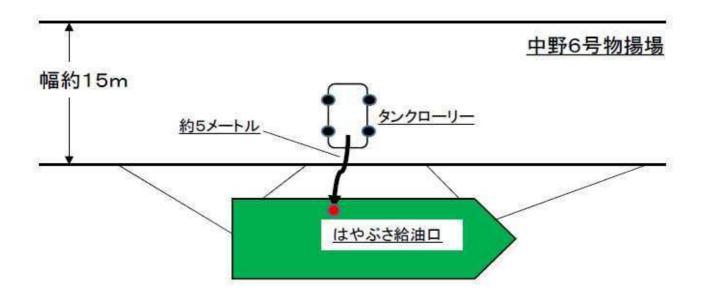
<u>納入場所</u> 境港市中野町 中野6号物揚場(南)







燃料納入方法 (イメージ図)



実際の給油作業



